

研究ノート

スポーツ審判に関する研究

Research on Sports Referees

佐藤 国正

桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部

(2020年9月12日 受理)

I. はじめに

1.1. 問題提起

今日、スポーツはプロフェッショナル・アマチュアを問わず、各種大会を開催することによって人々に計り知れないほどの影響を与えている。また、スポーツはするスポーツ・みるスポーツ・支えるスポーツ等々と称されるように多様性に富み、スポーツが文化として根付いていることが認識される。

スポーツの祭典であるオリンピック競技大会をはじめ、各種の国際大会での勝敗は多くの国における国家政策としての一部として着目され、スポーツに資金を投入している傾向にもある。それはスポーツによる経済効果が期待されるという期待感があり、これまで比較的考えられなかったことである。

スポーツはもともと国民の凝集力を高める側面を有しており、その意味でアスリートたちはチームのために、母校のために、自分の育った地域のために、そして母国のためになどと懸命に戦うことを誓ったりもした。こうした言動や行動が、国家等の結束を高める存在ともなっている。

さて、今日のスポーツはテレビ実況におけ

る日進月歩的工夫を見渡すと、視聴率向上の為やリアルを伝えるメディアの役割として用いられた試合生中継、パフォーマンスのローモーション、リプレイ等、多岐にわたる技法が用いながらも、勝敗を左右する審判員の判定への注目度が高まり、審判員のひとつひとつの判定が凝視されている傾向にある。

こうした相互扶助の観念がスポーツの変容に拍車をかけたものと考えられるが、この事実が勝敗を決定づける最も重要な審判員の判定に大きな負担を与える結果を招いてきたとも考えられる。

本稿では、スポーツ審判とは何かというテーマに関わる根源的な問いを立てて考察を試みたい。スポーツ審判とは何かとの問いについて返答を窮するのが率直なところであり、恐らく人々の脳裏に浮かぶのはスポーツ競技における審判行為にまつわる具体的な事象ではなかるうか。

1.2. 目的

スポーツが今日の状況に於かれる実態はスポーツに関わる人の価値観の多様性とスポーツそのものの文化性、公共性に起因している。

スポーツ審判に関する研究について、スポ

ーツと倫理の関係性から考察してみるとそれらの学問体系や研究は比較的新しく、国内では1992年に当時の日本体育学会体育原理専門分科会がスポーツの倫理として1冊に纏め上げ世に問うたのが最初だといえる。

爾来、スポーツ倫理に関係する研究論文や著書は数多くみられるが、それらの多くはドーピング問題をはじめ、ルールに関する研究や法的立場からの研究であり、スポーツの審判員の倫理に関する直接的な研究について、これまで滝沢（1992）が論じたスポーツにおける審判の倫理の他は散見されず、ビデオ判定というテーマに触れた研究も散見されていない。そこで、ここではスポーツ審判の存在理由とその在り方についての問題を改めて整理しておく必要性を感じている。

したがって、本稿の目的は現状のスポーツにおける審判員に着目しながら審判システム、特にビデオ判定に潜在する問題点を掘り起こし、これらのスポーツとスポーツ審判員を取り巻く問題の解決に寄与したいと考えている。

1.3. 方法

本稿はスポーツについて主に哲学的、倫理的視点から論じ、スポーツ審判の存在理由とその在り方についての問題整理をするという手法を用いている。

なお、本研究はビデオ判定を必要とするような極めて特殊なトップアスリートたちが頂点を目指して競い合うスポーツ、つまり「競技スポーツ」に焦点を当てたものである。本論の「スポーツ」は主にトップアスリートたちが行う「競技スポーツ」を意味していることを付言しておくこととする。

加えて、ここではスポーツ審判の学問的体系化を図るうえでスポーツ審判員に集約されることのないスポーツ審判の科学的フレームの提示が求められるところであるが、ここではスポーツ審判＝スポーツ審判員と捉えながらスポーツ審判員の在り様が論旨の中核を担うこととしたい。

II. 結果と考察

2.1. スポーツ審判の範疇

スポーツ審判なる用語そのものは辞典をはじめとする諸々の資料をあたっても判然としないのが実状である。スポーツシーンに横たわる権力作用という人々の臆気な共通認識を獲得しているとしても、決して抽象的な概念が確立されているわけではない。それ故にスポーツ審判を言明することは些か容易ではないといえる。

本稿では、浮動性を免れない現状にあるスポーツ審判の意味内容を定位する準拠点としてスポーツ審判に関わる研究を牽引してみたい。吉田（2008）はスポーツ審判の法的問題に関する研究と題した論考の中で「スポーツにおいて当該スポーツ種目におけるルールに従って個々のプレー又は勝敗等について一定の判断を示す権限を与えられた者を指すこととする」と述べたうえで、「審判・審判員・レフェリー・アンパイア・行司等、様々な呼称がある」とスポーツシーンの権力主体たる「人」を照準として「スポーツ審判」を捉えている。スポーツ審判員の倫理的課題について着目した滝沢（1992）は「時代に伴う社会や文化の発展そしてその発展による人の価値観の変容は認めざるを得ないだろう」と述べ、人間のスポーツに対する倫理観が極度に進んだ科学技術には対抗し得ない状況を謳っている。滝沢の言及は、競争性の伴う今日社会において、スポーツの大衆化が進むにつれて審判員の判定問題は大きく取り沙汰されマスコミを通し社会を賑わせる関心事として発展していることを踏まえると十分に理解される。つまり、審判員の判定は細部に亘って競技関係者のみに限らず大衆からも批難や称賛を下される対象となっているということであり、それ故に正しい判定を欲するという欲望の解決に向け今日のビデオ判定の導入が余儀なくされたと理解されよう。

一方で、科学技術が生み出した文明の利器

が審判員のフェアネスと責任を守る働きをしていることも理解されよう。こうした今日のスポーツ環境を取り巻く事態に警鐘を発しながら、その根源がスポーツと倫理の課題であるとも理解できる。滝沢（1999）は、今日のように最新の科学技術が介入する現状を放置し続けると、ますますスポーツの機械化が進み、人間性の喪失が進み「人間のためのスポーツ」が「誰のためのスポーツ」であるのかを模索する気配すら感じられる時代に突入することが予測されるとした。ここでの滝沢の言及は、スポーツがまさにかつて古代ローマ時代にコロッセウでみられたような狂気に満ち溢れる非人道的な見世物化へと逆戻りしてしまう危険性にあるとも読みとれる。スポーツにおける科学技術の積極的な導入が科学技術では解決でき得ないスポーツ倫理に計り知れないほど大きな影響を及ぼしていることを勘案しておくべきであろう。

2.2. スポーツ審判について

競争を最も強く意識したスポーツであれば、それに相応するかのようその結果が重視される。つまり勝敗とそれに伴う戦績という成績順位である。それがオリンピック競技大会ともなれば今やメダルを獲るか否かは選手やその関係者にとって極めて重大な問題である。まして現代スポーツの特性の一つとして挙げられる「スポーツの商品化」を考えれば審判員はアスリートの商品価値を左右する判定員の側面を有していることになる。

スポーツにおける審判員の判定について業務の視点から考えると採点競技、対人競技、競争に区分することができる。したがって、ここではこの3つに分類されたそれぞれの判定の特徴及びそれらの問題を明らかにしなければならない。

採点競技は相手とは同時に対戦はせずに優劣が決まるスポーツのことを示す。それらを細分化すると、的を用いるもの（アーチェリー、クレール射撃）、表現するもの（体操、フィギュアスケート）、記録を競うもの（ウエ

イトリフティング）、総合的な評価のもの（スキージャンプ）となる。

採点競技に位置づくスポーツとして、体操、新体操、トランポリン、飛び込みなどの従来のオリンピック種目をはじめ2020年東京オリンピック大会で新たに採用されるスケートボード、サーフィンなど、演じたパフォーマンス（演技）が審判員によって評価され順位が判定されるという種目が挙げられる。これらの競技種目のうちジャンプ競技が飛距離を測定し、その他の種目は演技要素の難度が一つの評価基準になる他、すべての種目において演技の実施状況が評価されるという特徴を有する。具体的には、演技の安定性や独創性、美しさが評価され判定される。

対人競技は、これは相手と直接対戦し、勝敗を決めるスポーツを示すが武道や格闘技（柔道、ボクシング）や攻守が同時に行われるもの（ラグビー、バレーボール、サッカー）、攻守が分かれているもの（野球、ソフトボール）のように3つに区分できる。対人競技とりわけ球技においては、選手が審判員の判断に対して意義申し立てが出来る場合がある。テニスやバレーボールでは、競技中のボールインアウトやコンタクトについてチャレンジ・システムと呼称され、選手やチームが審判員の下した判定に対してビデオ判定を求めることができ、高性能カメラを用いてコンピューターグラフィックスで解析されるのである。これは「ホークアイ」審判員の判定を補助する形でビデオや写真判定（Hawk-Eye）を求めるのである。

一方、競争のように相手と同時に対戦して着順で優劣を決めるか、個別に所要時間の記録をとってその結果で優劣を決めるスポーツがある。陸上競技におけるトラック種目、ボートやスキーなどである。これらは人力による計測ではなく精密機器を用いた判定を実施している。

2.3. スポーツ・ルールについて

今日、一部の例外はあるがこの近代国家

においても憲法が有り、その下に各種の法律があるように近代スポーツにおいても同様のシステムがとられている。

また、世界のスポーツ界を統括する最上部の組織体は国際オリンピック委員会（以下、IOCと表記）であろう。そこには憲法に相当するオリンピック憲章（Olympic charter）があり、その下にオリンピック競技大会を実施するための各種の規則が制定されている。更にそのIOCの下に各オリンピック種目の国際競技団体（以下、IFと表記）が組織されている。そのIFにおいても同様に憲法に相当する規約が存在し、その下に競技規則や判定規則等、必要な規則が整備されている。それは国内のスポーツ組織も同様な形式をとっている。

これらの規則を原初的なところに立ち返ってみたとき、それらはそこに値する社会の秩序とそこでのあそびを成立させるための規範（norm）の意味を呈しているといえる。そして、そのあそびに賛同した人、もしくは団体がそこに会員として加盟することになる。つまり、最初のコミュニティは、自分と他人の2人であり、そこに仲間入りすることである。その場合、当然のごとく仲間入りを認めるか否かの決定権は最初の2人にある。しかし、現状のスポーツはその原初的な考えはまったく見えてこないといつてよいだろう。否、そのようなことを考える必要がまったくないほどみろ人の欲望に叶うかたちで運営されている。つまり、現代スポーツはほぼ完全にエンターテインメント化されたということである。

したがって、現状におけるスポーツ・ルールは自らのアイデンティティを守りつつもこの傾向を無視するわけにはいかない。そうであれば、みる側、支える側が常に満足できるルールづくりに専念しなければならないであろう。現状においてみる側、支える側が望むスポーツは記録更新やヒーロー、ヒロインの存在であろう。

現代社会は誰にとっても時間的余裕がない

という特徴を示す。あらゆるメジャースポーツはTV中継の時間に合わせて勝負の決着をつける方向でルール改正がなされている。そのことが結果的に当該スポーツの本来在るべき姿を遵守する根本ルールを蝕んでしまっているといえるだろう。そして、この傾向がそのまま続くことになれば、スポーツはかつて古代ローマ時代のコロッセウにみられた非人道的な見世物に化してしまう危険すらあるといつても過言ではないだろう。それはマスコミがスポーツに対峙する傾向が高まったことに加え、人間がそもそも闘争本能をもつ存在であることに起因しているといえるだろう。

2.4. ビデオ判定の現状について

とりわけメディア媒体として名高いメジャーなスポーツの場合、勝敗が重要な意味をもつ性質上、審判員の目での判定が困難な際どいケースではビデオによる確認の後、最終判断を下している現状である。スポーツ界におけるビデオ判定のケースは大きく3つに区分できる。

第一に体操のような表現活動を採点評価する場合である。ここでは実施された演技を評価するという点でその評価判断の一部を機器に委ねることに問題が付きまとうという特徴がある。本来、表現活動は人によって鑑賞される対象であったからであろう。

第二にラインをオーバーしたか否かのような判定を下す場合である。ここでは、誰かによってチャレンジ（異議申し立て）されてはじめてその事態が発生するという特徴を示す。この場合、チャレンジの権利回数に限度があるスポーツにおいては失敗するとゲーム全体で不利に働くことがある。このようにチャレンジの回数を制限しているのはゲーム時間の安定を確保するという意図があるからである。

第三としてゴールの着順を判定する場合である。このケースは古くから実施されていたもので最も信頼性が高いという特徴を示す。ここでは陸上競技の競走や競泳はスタートの合図で競争が始まり、ゴールの着順によって

順位が判定される。つまり、ここではスピードを競い合っているのではないということだ。それに対しスピードスケートの場合は、ゴールの順位ではなくスタートからゴールまでに要した時間で順位を判定している。いずれにせよ、このケースでは早くからストップウォッチをはじめとする電子機器の助けを借りて判定の過ちを回避する手段を講じてきたといえる。しかし、ストップウォッチは人の手で押すことから信頼され難く、映像を伴う高度な精密電子機器の力に頼らなければならない事態にあり、その研究開発も進められてきた。

どの場合において科学技術はアスリートの競技力向上に負けない勢いで進歩、発展している。こうした科学技術の進歩、発展については人類の豊かな生活を保障するものであるという点で多くの場合に批判の対象にはなりにくい。

滝沢（1995）は「体操競技の進歩・発展とはどういう意味なのかという根本的な議論をするまでに及んでいないのが現状である」とルール改訂が当該スポーツそのものに潜在する諸問題よりも他の社会現象の力が優位に働いていることを指摘している。この点を考慮すれば、私たちはスポーツにおけるビデオ判定の推進を歓迎する訳にはいかないことが認識できる。

2.5. 審判員の存在理由とその在り方について

現状のスポーツにおける審判の判定に関わるシステム、特にビデオ判定に潜在する問題点を掘り起し、それらを整理することによって問題解決に寄与しようとする本研究の目的を達成するにはスポーツ審判とは何か、そしてそれがどのように存在すべきなのかという問いに応えることが最も大切な鍵となる。

スポーツが今日のようにビデオ判定に委ねることを推進すれば人間存在が無視されたスポーツへとスポーツそのものが様変わりするであろうことは容易に考えられる。その意味において審判員の存在理由について問うこと

はスポーツ自体の存在理由を問うことに等しいといってよいであろう。スポーツが文化である限りにおいて人間を蔑ろにしたスポーツの在り方は否定されなければならない。科学技術の進歩と人間性の関係については既に多くの哲学者らが指摘しているところでもある。

人の価値観が多様多様であり、そのことが社会全体の行動様式に大きな影響を与えているということの意味し、その風潮がスポーツに多大な影響を及ぼしているということが理解され、価値観の捉え方には不十分な点が存立していることを指摘しておくべきであろう。それは価値観の真の意味を誤って理解しているという点にある。

人は生物学的には動物で哺乳類に分類されている生き物である。あらゆる生き物は、第一義的には生きるために行為、行動している。逆からいえば、死なないために行為、行動しているということだ。その生き物の中に在って、人類だけが自らの大脳の発達により本能以外の欲望（ここでは知と同義に捉えている）をもつ動物であるといえるだろう。この欲望には限りがない。この限りのない人の本能以外の欲望が価値観の多様性の根源であると考えている。これらの欲望により道具を創り、またその道具（技術の意味も含む）の力によって科学を進化させ科学技術という革新を齎した。

つまり、科学と技術が相互扶助の関係にあって今日の高度科学技術時代に繋がったということである。

「人は真実を知ることを欲する動物である」といった哲学者アリストテレスの言葉が浮かんでくる。科学技術の力によって今では必ずしも人が欲しないことでさえも明らかにされている。例えば、現在国際的に製造が禁止されているサリンやフロンガスをはじめとする本来この世に存在しなかった物質が科学技術の力によって創造された。

この事実は手段と目的（ここでは理念と同義に捉える）の取り違いによって生じたものといえるであろう。つまり、物を創ることは

目的ではなく手段なのである。またアスリートがオリンピックチャンピオンを目指して努力し、それを達成したとしてもそのことは目的ではなく手段であるということだ。

人間は誰でも抽象的な表現ではあるが幸せて健康な人生を送りたいと願って生活しているといつてよい。そうであればこの幸せや健康ということばは目的（理念）そのものを意味しているといえる。人の価値観は千差万別である。例えば、お金持ちになれば幸せになれると考える人もいれば、お金持ちでなくとも友達が大量いれば幸せになれると考える人もいるだろう。

スポーツが文化であると認識される最も重要なことはスポーツが人に愛され、豊かな人生を創造するための一つの手段であるという点であろう。つまり、スポーツ活動が人の生活の一部になくしてはならない存在であるということだ。

上述のように人間は誰でも幸せて健康な人生を送りたいと願って生活しているとすれば、人の生活の一部になったスポーツもまた理念の実現のための手段であると認識しなければならない。

翻って、スポーツ審判員の存在について考えるとそこには必ずしも審判員を必要としない場合もあろう。私たちは誰もが審判員なしでそのようなスポーツを体験している筈である。それはプレイヤー自身が審判員の肩代わりをしながらスポーツを楽しんでいるときである。

一方、審判員という特別な存在を必要とするのはプレイヤー同士の信頼関係がなくなったときか、ゲームや競技の結果に重要な意味をもつときである。その結果が公式記録としての意味をもつことや賞金獲得に繋がる場合などである。

このように考えてみたときスポーツはその在り方、捉え方によって人間として本来在るべき人の心を変えてしまう力をもっていることに気が付くかもしれない。

Ⅲ. 結論

科学技術の力によって社会全体の生活様式が大きく変化した。そのことに伴ってスポーツを取り巻く環境が大きく変わった。それは「スポーツは社会的、個人的活動である」と「スポーツは文化である」との所以である。

そのことによってスポーツ審判員の在り方も変わらざるを得なくなった。具体的なこととして文明の利器、つまり近代科学技術の力を導入してスポーツに対する社会の要請に応えなければならないということだ。その意味においてスポーツ審判の存在理由そのものは従来と変わるものではないがスポーツ審判の主体である審判員の在り方が重視されなければならないという新たな課題が浮き彫りとされた。

考察の結果として重要な事柄を明らかとするならば、第一として現代のスポーツは、社会の潮流と相俟って物質主義的思想に重きがおかれる傾向にあり、このまま推移すると人間性が蝕まれ、スポーツの持つ文化性が喪失される危険性があるということであろう。その点においてスポーツ審判員は単に当該スポーツの勝敗を決定するためにのみ存在するのではなく、当該スポーツの本来在るべき姿について常に考えを寄せておく近親者でなければならないことを指摘しておくこととする。

スポーツ審判員は第一義的には当該スポーツのルールを遵守して行動しなければならない。同時にそのルールについて常に批判的でなければならないであろう。この批判的思考の鍛練こそスポーツ審判員の人間としての役割に当たる。しかしながら、価値観が多様化している現代社会においてはそれらのバランスが求められるが故にその教訓として私たち現代人、特にスポーツを愛する者はこぞって極端な生き方をせず片寄らず中正な眼差しを備え持つことが求められる。そして中庸の精神をもつことが要求されるであろう。その点

においてスポーツ関係者は限りなく進化し続ける科学技術の有効利用とスポーツ倫理（スポーツの本来在るべき約束ごと）の間の良好な均衡を維持する努力をしていかなければならないということなのではなかろうか。

「スポーツ審判に関する研究」と題した本稿ではビデオ判定の導入は、科学技術の発展の賜物であることを証明しながらスポーツ界のニーズが勝敗に関わる判定の追及に陥っていることを明らかとした。またビデオ判定システムの導入によって明らかとされる勝敗や優劣の証拠は今日の文明化されたスポーツが旧態の未開時代のスポーツ活動、生と死を回想するスポーツ時代への原点回帰の可能性を示唆している。スポーツ界が抱える根源的な課題であろうスポーツの在り方はスポーツに関する倫理的な課題が山積しており、その一部がスポーツ審判員の有意性についてであろう。

【参考文献】

- 滝沢康二（1992）「スポーツにおける審判員の倫理」『スポーツの倫理』体育原理専門分科会編，不昧堂。
- 滝沢康二（1995）「スポーツ・ルールの改訂とその適応について～体操競技の場合～」スポーツ教育学研究，第15巻第1号。
- 滝沢康二（1999）「体操競技の難度に関する哲学的検討」日本体育大学紀要，28巻2号。
- 吉田勝光（2008）「スポーツ審判の法的問題に関する研究」日本スポーツ法学会年報，15号。
- 滝沢康二（2012）「わが体操人生——57年のシュプール——」照妙堂。